

# 重要事項説明書(訪問リハビリテーション)

訪問リハビリテーション(以下、訪問リハビリ)の提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1. 事業者概要

事業者名称	刈谷なりたクリニック
所在地	愛知県刈谷市松栄町2丁目6番地3
代表者名	院長 成田 裕司
電話番号	0566-63-5677

## 2. 利用事業所

事業所名称	刈谷なりたクリニック
指定番号	2312901602
電話番号	0566-93-1810(訪問リハビリ直通番号)
FAX番号	050-3737-8632(訪問リハビリ直通番号)
管理者氏名	院長 成田 裕司
所在地	愛知県刈谷市松栄町2丁目6番地3
サービス実施地域	刈谷市・安城市・知立市・高浜市 豊明市・岡崎市の一部など 当院から16km以内の地域

## 3. 運営方針

- (1)サービスの提供にあたり、病状が安定期にあり、診察に基づき実施される計画的な医学管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると、かかりつけ医が認めた通院困難な要介護者とします。
- (2)サービスを提供することにより、家庭における療養生活を支援し、利用者の心身機能の回復・維持を目指し、生活状況の向上に努めます。
- (3)訪問リハビリの提供に当たって、要介護者が可能な限りその在宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要なりハビリテーションを行なうことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- (4)事業の運営にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 4. 職員体制

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

## 5. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から土曜日  
(但し、年末年始を除く、その他臨時休業あり)
- (2) 営業時間 9時から19時

## 6. 利用料

訪問リハビリ1 (1単位20分) ※ 基本2単位40分 ※ 必要に応じて変更あり	308単位/回 308単位×2単位=616単位
サービス提供体制加算Ⅱ(1回につき)	3単位/回
口腔連携強化加算 ※2024年8月から適用	50単位/月
退院時共同指導加算 ※ 退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合	600単位/1回のみ
短期集中リハビリテーション実施加算 ※ 退院(所)日又は認定日より3ヶ月以内で週2日以上実施の場合	200単位/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 ※ 認知症であると医師が判断し、リハビリによって生活機能の改善が見込まれると判断された場合 ※ 退院(所)日又は訪問開始から3ヶ月以内	240単位/日 週2回まで

※2024(令和6)年介護報酬改定

### 自己負担の計算方法

(308単位×利用回数)+訪問リハサービス提供体制加算Ⅱ(3単位)+口腔連携強化加算(50単位) = 合計単位数

合計単位数×10.83円(3級地)×1割または2割または3割 → 利用者様負担分

※2024(令和6)年等級地改定

### 【注意事項】

- ・ 交通費は、必要ありません。
- ・ 請求は、月末締め翌月請求となります。

## 7. 利用の中止・変更等

(1)利用者がサービス実施日の前日までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は利用者に対して内容説明に定める計算方法により、料金の全部または一部を請求する事が出来ます。

(2)サービス変更の申し出に対して、事業所の稼動状況により、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者へ提示して協議します。

(内容説明に定める計算方法)

- ・当日のキャンセルは、キャンセル料として一律 2,000 円を申し受けます。
- ・当日キャンセルの場合でも訪問リハビリテーション開始予定時刻までには必ずご連絡ください。
- ・ただし、利用者の急な体調不良など正当な事由がある場合を除きます。

## 8. 苦情申立窓口

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

### ● 苦情相談窓口

刈谷なりたクリニック	TEL	0566-93-1810
リハビリテーション科(栗田)		
当院相談窓口 (栗田)	TEL	0566-93-1810
刈谷市役所 長寿課 高齢福祉係	TEL	0566-62-1063
安城市介護保険課苦情相談窓口	TEL	0566-71-2226
岡崎市役所 介護課 給付班	TEL	0564-23-6682
豊明市役所 高齢者福祉課	TEL	0533-92-1261
高浜市役所介護保険グループ	TEL	0566-52-9871
知立市長寿介護課	TEL	0566-83-1111
愛知県国保連合会苦情相談窓口	TEL	052-971-4165

## 9. 緊急時の対応方法

利用者のかかりつけ医への連絡を行い、医師の指示に従います。

